

第6回

埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成24年2月23日(木)
14:00~16:10
マロウドイン熊谷

1. 開会宣言(事務局より)

2. 議事

- (1) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進について
事務局から資料1及び資料2について説明を行い、委員より意見等をいただくよう議事を進行。以下のとおり意見が出された。

[主な意見]

【安田委員(石倉代理)】

- ・遊休車両を減らすべく、すすんで事業再構築を実施したところである。
乗務員の高齢化が深刻で、新たにタクシー業界にくる若い人がおらず、活力のある乗務員を入れたいのに入れられない状況である。

【神宮委員】

- ・社員を抱えているなかで減車を行うということは非常に大変なこと。減車をすすめるにあたり乗務員の割り振りに苦慮している。

【新井委員】

- ・特措法以降、県北交通圏においては全国平均を上回る12.2%という減車率を達成している。しかし、資料2によると、いまだ応分の負担の減車となっていない状況となっているため、今後も会員のみなさんの理解と協力を得ながら取り組んで行けたらと考えている。

【鈴木委員】

- ・今年の9月で特措法に区切りが付くが、10月1日以降に延長がされるか否か我々の立場として注意深く見守っているところである。
ここ最近日車営収が若干あがってきているが、減休車の効果といえるレベルまで上がっていない。今後も行政・組合・事業者がこういう場で真剣に考えることが重要と考える。

【藤掛委員(小久保代理)】

- ・会社ごとにきびしい状況はあると思うが、行政は減車を実施していない事業者に対するペナルティについてどう考えているか。

【鈴木会長】

- ・行政としては、公平感のある事業再構築を行えるよう今後も協力していきたい。

【事務局】

- ・3年というのは特定地域の指定期間であり特措法は時限立法ではないので、法律が続く限りとりくみは続いていくものである。
協議会としては、今後も地域計画の中で適正と考えられる車両数を目標としていく。

【森委員】

- ・県北交通圏では12.2%という削減率だが、供給過剰の解消まではいたっておらず、まだまだ改善の余地があると考えている。
昨年12月頃から日車營收が上がっており、ある程度減休車の効果が出ているとも考えられるが、タクシー業界は天候や年末等には需要は回復するもの。
- ・資料2を見ると削減にまだ協力が足りないのではという事業者も見られる。全事業者が同じような考えを持ち合い、協力し合いこのような状況を乗り越えていこうという気持ちが必要。
- ・資料にもあるように乗務員の年齢が高くなっている。若い世代の乗務員が希望をもって入ってくるような業界にならなければ先の見通しの付かない不透明な業界となってしまう。特措法の趣旨、目的を生かして、業界の発展につなげようと考えているので、地方自治体の方々、関係者の方々にも理解いただき今後ともご指導いただきたい。

【鈴木会長】

- ・4.13通達による取り組みで、事業者の適正化に対する取り組みがさらに進み、輸送実績では、その取り組みの効果が感じられるものとなっており、参考事例でも適正化による経営の効率化が具体的にご理解いただけたのではないかと。しかしながら、資料から適正化を進めていない事業者や取組状況が不十分であると考えられる事業者がいることが見受けられる。このような状況は、適正化に取り組んでいる事業者からすると不公平であると言わざるおえない状況にある。不公平感をなくすことが、適正化事業を更に進めていく上で必要である。
- ・地域計画に基づく適正と考えられる車両数に近づける取組をさらに進めるよう業界としても、協力いただけない事業者に対し、引き続きタクシー新法、地域計画の趣旨を説明し、協力をもとめていく取組も、まだまだ必要ではないかと。
- ・また、業界の説明と並行して、行政による4月13日付け本省通達に基づく経営状況に関する調査の実施により事業再構築の取り組みが進み、大きな効果があったところ、行政としては、今回の調査結果を踏まえ、事業再構築に協力しない事業者に対してさらに働きかけを行い、適正化の推進に取り組む必要があると考える。

【柳下委員】

- ・深谷市では定時定路線型の路線バスを運行していたが、需要に応じた効率的な運行を目指し見直しをおこなった結果、平成22年からセダン型車両を使用した事前予約型による

る運行を行っている。このとりくみについては、他の自治体からも問い合わせをいただ
いていて、今年度も数自治体が視察にきている状況。

【西村委員（小高代理）】

- ・こういった協議会等に参画しながらタクシーの特性や利便性を理解し、政策にどう盛り込んでいくのが良いかを今後勉強していきたい。
- ・本日の資料からワンメーター歓迎PRのとりくみを知ったが、こういった事は一般の利用者は意外と気づいていない点もあると思うので、活性化の面から積極的にPRすると良いのではないかと考えている。

【高橋委員（宮崎代理）】

- ・加須市は平成22年3月に1市3町が合併したため、合併後においてはコミュニティバスが走っている地域と走っていない地域ができてしまった。来年度、コミュニティバスの再編を行い市内全域で運行していこうと計画している。来年度からはデマンド交通も運行方式の一つとして採用したいと考えており、加須市のタクシー事業者の皆様と連携しながら、よりよい公共交通を作り上げていきたいと考えている。

【小池委員】

- ・行田市は公共交通が不便な地域であり、交通空白地域が多い状況である。4月からは通勤に特化したバスの新路線を運行する予定となっている。
デマンド交通については、高齢化の観点からも今後キーワードとなることから、市として研究をすすめていきたいと考えている。

【長谷川委員（羽鳥代理）】

- ・熊谷市では昨年度策定した連携計画に基づき昨年10月からゆうゆうバス4系統を6系統に充実させた。今後、ゆうゆうバスを充実させるか、深谷市のようにタクシーのとりくみを行うかはまだわからないが、今後もよろしくお願ひしたい。

【飯塚委員（関根代理）】

- ・羽生市では、市内のコミュニティバスを一度廃止しその後に復活させた経緯がある。
今後も高齢者の足の確保、観光振興等、各課連携しながら公共交通について勉強していきたいと考えている。

【関口委員（反町代理）】

- ・今年度、交通政策協議会を立ち上げた。コミュニティバスを運行しているが、見直しを行う中で新しいとりくみの中にデマンド交通、デマンドタクシーを取り入れられればと考えている。本庄市は課題が多く、今後も検討していきたい。

【石原委員（境野代理）】

- ・平成23年5月に深谷市のデマンド交通を視察した。町内には福祉循環バスを走らせているが、空車率が高いため議会でデマンド交通を含め地域の交通について検討している。

【酒井委員（角田代理）】

- ・今年度から高齢者福祉タクシーをはじめ、来年度以降も引き続き行っていきたい。
デマンド交通については、今年度協議会を立ち上げ、来年度以降テスト運行を行い、再来年度の本運行を目指しているところ。

【鈴木委員（久保田代理）】

- ・事業者の立場としては、車を減らすということは非常に苦しいと思った。消費者の立場としては、現在の車両数と適正車両数との間にかい離があり、まだまだ先は長いのではないかと感じた。

【内田委員（森村代理）】

- ・商工会議所ができることとして、需要の掘り起こしがあるのではないかと。各地域で観光マップを作っているが、タクシーだと何分、いくら位で行けるという情報はこれまであまりなかった。県北地域はタクシーでないと行けない地域が多いので、今後は各機関と連携をとりながらそういった情報の提供にも努めていけたらと考えている。

【飯田委員】

- ・タクシーがもう少し気軽に使えるようになるとういのではないかと。駅からは乗りやすいが、自宅にタクシーを呼ぶのは考えてしまうという声が多く、外出に困っている人は非常に多い。また、資料31ページのUDタクシーの導入がすすめば、さらに便利になるのではないかと。

【木村委員】

- ・群馬県ですでに実施している観光タクシーのとりくみが参考になるのではないかと考えている。県北地域でもとりくみ等があれば情報提供等を行いたい。

【峯委員（長野代理）】

- ・パトカーや運転のプロであるタクシーが横断歩道できちんと一時停止することで、一般の方にも良い影響を与えられるのではないかと。

(今後の進め方として事務局から口頭により次のように提案があった。)

【事務局】

- ・本日も報告した状況や皆様のご意見を踏まえ、本地域協議会で策定された地域計画の確実な実施を図るため、適正化の進め方として①労働条件の改善に向け、地域計画に基づく適正と考えられる車両数を目標にさらに取組を進めていく。②取組を進めるに当たり、行政として事業者の経営状況の調査、監査等を実施しましたが、調査の実施により事業再構築の取り組みが進み、大きな効果があったと考えられます。行政として、今回の調査結果を踏まえ、事業再構築に協力しない事業者に対してさらなる働きかけを行い、引き続き行政の立場から支援していくことが必要と考えます。
- ・活性化につきましては、認定を受けた特定事業はほぼ完了していますが、需要創出の効

果を見極めつつ取り組みを進め、さらなる活性化に取り組む必要があると考えます。さらなる取組として、環境問題への貢献、交通問題の改善、観光振興等に積極的に取り組むべきであり。業界が中心となり検討いただくとともに、タクシー事業者の経営行動に影響を与える関係者の協力が不可欠であることから、関係者については引き続きご協力をお願いしたいと考えます。

- ・また、特措法による地域指定は3年とされ、県北交通圏は、本年9月30日までの指定となっております。適正化の取り組みと活性化の取り組みをともに行うことで効果を高めることが可能であり、重要であると考えます。指定期間までに、協議会が作成した地域計画の目標達成がなされるよう、関係者のより一層の努力が必要と考えます。

(2) これまでの意見、事務局からの提案を踏まえ、会長からとりまとめとして次のように発言。

【鈴木会長】

- ・今後のすすめ方として、協議会関係者が適正化・活性化に向けた取り組みをさらにすすめることとし、支局としても、事業再構築に協力しない事業者に対してさらなる働きかけを行い、公平性に配慮しつつ、さらなる推進に向けた支援をしていくことが、地域計画の目標である労働条件の改善、利用者の利便向上等の達成につながるものと考えます。これらのさらなる取り組みにより、地域計画の目標の達成が図られることとなり、特措法による残り少ない指定期間において、地域計画に定められた目標の達成をめざし、関係者のより一層の努力のもと、その取り組み状況、結果について検証、評価が実施されることを協議会として期待します。

(3)

【事務局】

- ・次回の協議会については、今後の取り組み状況を踏まえて開催時期を検討したい。

3. 配付資料

資料1 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進について

資料2 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

参考資料1 地域公共交通確保維持改善事業について（概要）抜粋

参考資料2 環境に優しい自動車社会の実現

参考資料3 新聞記事

以上